

地方公務員等共済組合法等の運用における本組合の事務処理の標準処理期間は、次の表のとおりです。

短期給付事務処理に係る標準処理期間

愛媛県市町村職員共済組合

NO	許認可等の種類	標準処理期間
1	給付の決定及び支払	
	(1)療養費及び家族療養費の支給	療養費又は家族療養費の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(2)移送費及び家族移送費の支給	移送費又は家族移送費の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(3)高額療養費の支給	高額療養費の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(4)高額合算介護療養費の支給	高額介護合算療養費の支給申請を受けてから、支給するまでに要する期間
	(5)出産費及び家族出産費の支給	出産費又は配偶者出産費の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(6)埋葬料及び家族埋葬料の支給	埋葬料又は家族埋葬料の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(7)傷病手当金の支給	傷病手当金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(8)出産手当金の支給	出産手当金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(9)休業手当金の支給	休業手当金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(10)育児休業手当金の支給	育児休業手当金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(11)介護休業手当金の支給	介護休業手当金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(12)弔慰金及び家族弔慰金の支給	弔慰金及び家族弔慰金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
	(13)災害見舞金の支給	災害見舞金の請求を受けてから、支給するまでに要する期間
2	前納された任意継続掛金の還付	30日
3	組合員証等の交付	20日
4	組合員証等の記載事項の訂正	15日
5	組合員証等の亡失等による再交付	15日
6	被扶養者申告による組合員被扶養者証の交付	20日
7	特定疾病療養受領証の交付	20日
8	特定疾病療養受領証の記載事項の訂正	15日
9	特定疾病療養受領証の亡失等による再交付	15日
10	限度額適用認定証の交付	15日
11	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	15日
12	任意継続組合員証の交付	20日
13	任意継続組合員証の亡失等による再交付	15日

(注) 組合員証等とは、組合員証、船員組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員被扶養者証及び高齢受給者証をいう。